

～私的年金に関する3つの政策提言を発表～

公的年金の給付水準の低下により、高齢世帯の半分で金融資産が枯渇 現役期の資産形成や高齢期の就労促進など「私的な備え」で改善可能

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長:村林 聡)は、「新しい私的年金制度に関する研究会」を立ち上げるとともに事務局を務め、公的年金だけに頼らない「自助(私的な備え)」の重要性とそのあり方について議論してきました。本研究会では、公的年金の給付水準が下がることによって、今後、高齢期の金融資産が枯渇する世帯が増大すること、及び「私的な備え」を充実させることで今後の高齢期の世帯収入が安定する姿を、独自試算をもとに示すことができました。また、高齢世帯の安定を実現させるための3つの具体的な政策提言を取りまとめたので、発表いたします。

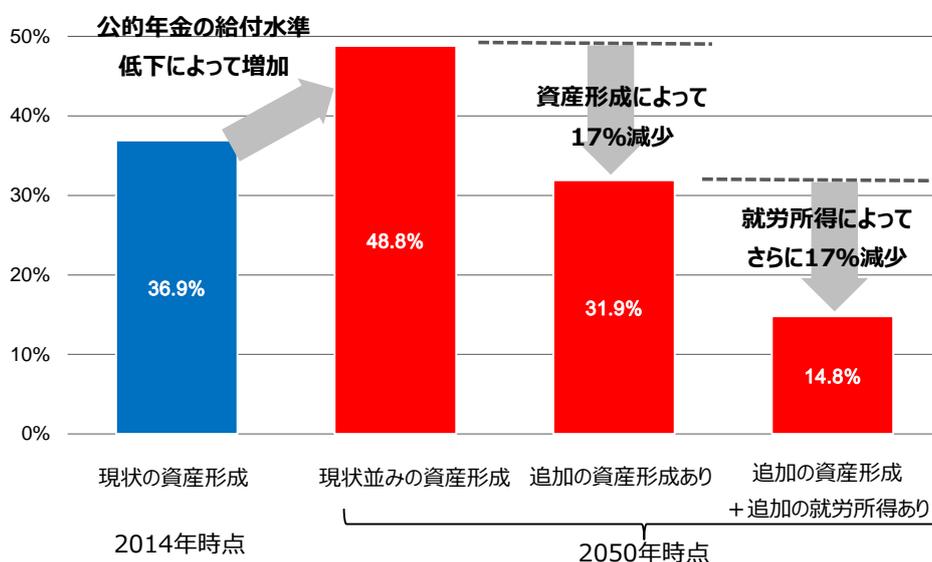
1. 独自試算の要旨

今後、公的年金の給付水準は低下することが見込まれています。試算結果では、公的年金の給付水準が下げ止まる時点(2050年ごろ)において、世帯主85歳の高齢世帯の48.8%で金融資産が枯渇する可能性が明らかとなりました。金融資産の枯渇が進むことで、高齢の貧困世帯が増加することが懸念されます。

高齢期の金融資産枯渇を避けるためには、現役期からの追加的な資産形成、及び高齢期の就労促進など、公的年金だけに頼らない「自助(私的な備え)」が重要であると考えられます。

公的年金の給付水準が低下した後でも、30歳の時点から年間所得の10%を毎年資産形成に回した場合、85歳で金融資産が枯渇する高齢世帯の割合は48.8%から約17%ポイント減少し、31.9%になると考えられます。また、65～74歳の10年間に毎年100万円の就労所得があれば、枯渇の割合はさらに約17%ポイント減少して14.8%になると考えられます(下記図表参照)。

図表:金融資産が枯渇する世帯の割合(世帯主年齢85歳)と「私的な備え」の効果



2. 政策提言の要旨

研究会では、こうした金融資産が枯渇するリスクを減らす「自助（私的な備え）」を充実させるための方策を検討し、3つの政策提言にまとめました。

提言 1. 企業年金がないすべての被用者に対して脱退選択（オプトアウト）可能な確定拠出型企業年金を導入する。その際、本人の年金口座への直接的な財政支援を行う。

提言 2. 企業年金および退職一時金受取の年金化を促進することにより高齢期所得に安定性をもたらす。

提言 3. 公的年金支給開始年齢のオープンエンド化と高齢就労促進によって、長寿リスクに備えるとともに高齢期所得に厚みをもたらす。

提言の詳細につきましては、別紙をご覧ください。

3. 「新しい私的年金制度に関する研究会」について

本研究会は三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングを事務局として設立されました。研究会のメンバーは下記のとおりです。

● 研究会委員

菅谷 和宏 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 年金コンサルティング部リサーチグループ主任調査役
(座長) 中嶋 圭介 神戸市外国語大学 准教授
中田 大悟 創価大学経済学部 准教授
野尻 哲史フィデリティ投信株式会社 フィデリティ退職・投資教育研究所所長

● 事務局(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社)

経済政策部	主任研究員	小林 庸平
	上席主任研究員	横山 重宏
	主任研究員	大野 泰資
社会政策部	研究員	古賀 祥子

以 上

【本件に関するお問い合わせ】

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
経済政策部 [東京] 主任研究員 小林庸平、上席主任研究員 横山重宏
〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー

【報道機関からのお問い合わせ】

コーポレート・コミュニケーション室 村田・島林 TEL:03-6733-1005 E-mail:info@murc.jp
配布先 厚生労働記者会、労政記者クラブ、経済研究会

超高齢社会時代における我が国の高齢期所得¹保障の再構築 — 私的な備えを拡充するための3つの提言 —

新しい私的年金制度に関する研究会

2018年1月

要旨

日本が直面する高齢期所得の減少と解決の方向性

高齢期所得の源泉は、公的年金、私的資産形成、就労収入等に大別できるが、日本における高齢期所得保障の議論は公的年金制度の財政的持続性に偏重しており、政府・企業・個人の役割を踏まえた社会的視点、あるいは個人目線で高齢期所得ポートフォリオを俯瞰した議論や対策が欠けている。今後の人口高齢化の進行によって公的年金給付水準がさらに低下せざるを得ないなか、NISA（少額投資非課税制度）や iDeCo（個人型確定拠出年金）の導入など一定の進展は見られるものの、公的所得保障の縮小に見合うだけの私的な備えの拡充は不十分と言わざるを得ないのが現状である。

本研究会の試算によれば、資産形成や高齢者就労の現状を放置した場合、マクロ経済スライド実施による給付水準低下（所得代替率低下）の完了後（概ね 2050 年時点）に世帯主が 85 歳の高齢世帯の約半数で金融資産が枯渇すると考えられる（図表 1）。このことは、とりわけ、現在の 30・40 歳代の資産形成や高齢者就労などの私的備え不足が、将来の高齢世帯の生活困窮を招く元凶であると同時に、重要な危機対策ターゲットであることを示している。

本提言は、公的年金制度は基本的に所与としながら、我が国の私的高齢期所得保障に焦点を当て（図表 2）、私的資産形成、なかでも私的年金のあり方を中心に検討を行った成果である。以下、3つの提言の柱で構成されている。

提言 1. 企業年金がないすべての被用者に対して脱退選択（オプトアウト）可能な確定拠出型企業年金を導入する。その際、本人の年金口座への直接的な財政支援を行う。

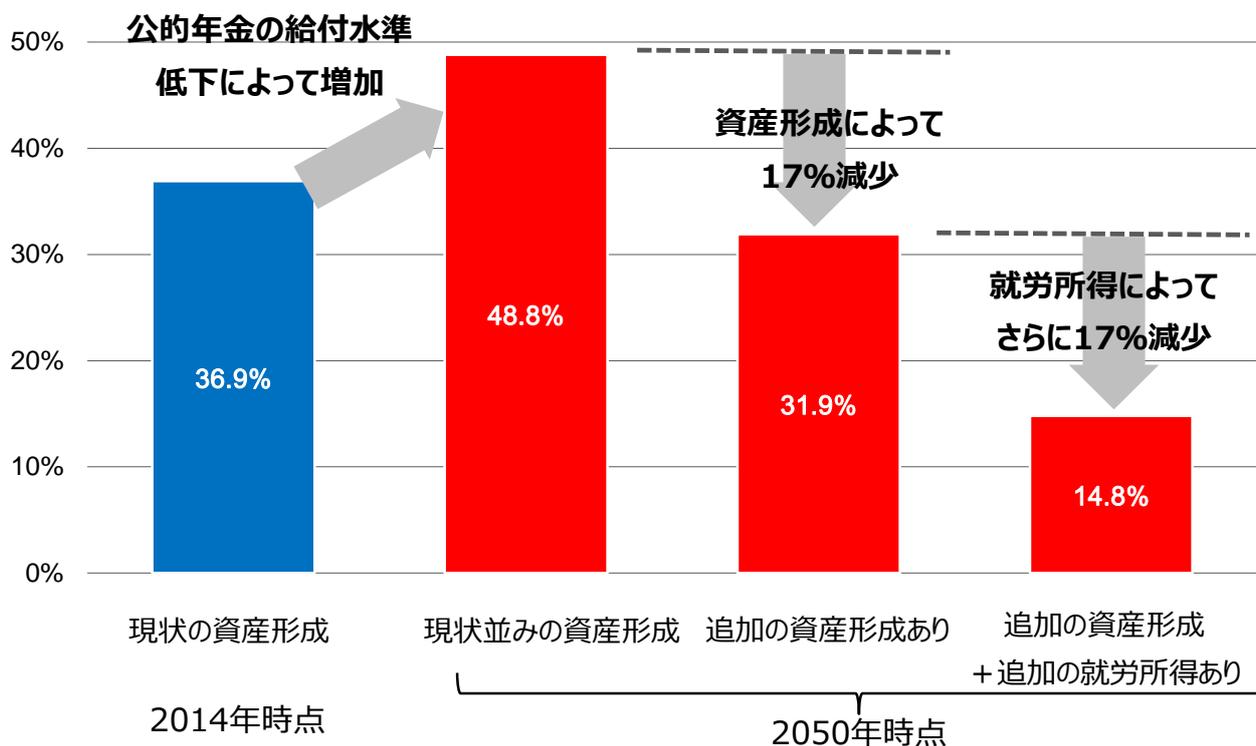
提言 2. 企業年金および退職一時金受取の年金化を促進することにより高齢期所得に安定性をもたらす。

提言 3. 公的年金支給開始年齢のオープンエンド化と高齢就労促進によって、長寿リスクに備えるとともに高齢期所得に厚みをもたらす

¹ 本提言では、60 歳代以降の働き方の多様化が今後とも一層進むことが見込まれる中で、公的年金、私的金融資産の活用、就労所得などによる家計維持の源泉を「高齢期所得」と定義する。現在多くの被用者は、各社で定められた定年退職後、本人が希望すれば 65 歳までは雇用延長となり、65 歳から公的年金を受給することから、65 歳以降の所得が「高齢期所得」に該当する。ただし、定年退職時に退職一時金を受給する被用者が多く、60 歳代前半においてその取り崩しが家計の源泉となれば、「高齢期所得」に含まれる。また、公的年金を繰り上げ受給、繰り下げ受給している場合、あるいは従前の就業状況、年齢・性別等、さらには自身や家族の健康状態等により公的年金の支給開始年齢は異なることから「高齢期所得」の対象年齢は一律には定められない。

このような対策の結果、仮に30歳の時点から年間所得の10%²を毎年資産形成に回した場合に85歳時点で金融資産が枯渇する世帯割合を、現状並みの資産形成のままの場合の48.8%から約17%ポイント減少させることができる。加えて65～74歳の10年間で毎年100万円の世帯の追加的な就労所得を得た場合に同割合は、さらに約17%ポイント減少させることができると考えられる。

図表1 公的年金の給付水準低下後の国民の私的な資産形成の効果
金融資産が枯渇する世帯の割合（世帯主年齢85歳）



(出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2017)「私的な資産形成に関する将来予測・政策シミュレーション分析」

²本提言における企業年金の拠出率は、公的年金の給付水準（所得代替率）が低下し長寿化が進展した後においても、金融資産が枯渇する世帯の割合が概ね現状程度となる水準を示したものであり、数値自体を提言するものではない。

人口高齢化による未曾有の引退の波は、日本が経験したことのない危機だと言っても過言ではなく、乗り越えることは決して容易ではない。しかし人生 100 年時代と言われ高齢者層がかつてないほど活力を持つ時代において、政府・企業・個人がそれぞれ役割を果たし、自助による資産形成と可能な限りの高齢者就労を組み合わせることによって、十分に克服可能である。

本提言は、そのために目指すべき対策の方向性と概要を私的資産形成を中心に示したものであり（図表 2）、詳細な制度設計には至っていない。しかし、高齢期所得保障の全体像イメージや政府・企業・個人に求められる役割について国民的合意を形成し、既存の私的備え拡充の動きを大幅に加速・拡充するうえで、一助となることを願うものである。

図表 2 高齢期所得の源泉と本提言のスコープ

公的年金	私的資産形成			その他	
抜本改革 (支給開始年齢引き上げ、積立方式化等)	現行制度の枠組み内の改革	私的年金	その他 (NISA等)	就労収入	その他 (地方移住、生活費削減等)

本提言のスコープ

3つの提言

提言 1 企業年金がないすべての被用者に対して脱退選択（オプトアウト）可能な確定拠出型企業年金を導入する。その際、本人の年金口座への直接的な財政支援を行う。

【現状の課題】

- ・ 現在、企業年金と個人年金を含む日本の任意加入の私的年金は加入率が低く、私的年金への加入は、勤め先企業に企業年金が用意されているか否かに相当程度依存している。
- ・ iDeCo 等の任意加入の個人年金の場合、高所得層や公的年金や金融知識を持つ層の加入率が高く、中低所得層は資産形成が不十分となり、将来的に高齢期所得及び金融資産が枯渇するリスクが高い。
- ・ iDeCo 等への個人拠出分は所得控除されているが、所得控除による税優遇措置の場合、年末調整によって減税分が還付され、財政支援分が資産形成に回らない。また、高所得層の減税規模がより大きくなっている。

【海外の経験】

- ・ 諸外国の経験は、任意加入による退職資産形成の難しさを示している。ドイツのリースター年金は補助金の積み増しや手続の簡素化に伴って加入者は増加しているが、任意加入の制度であるため加入率は頭打ちになっており、加入者の内訳も高所得者層に偏っている。
- ・ イギリスでは、自動加入・脱退選択（オプトアウト）可能方式による企業年金制度を導入しており、NEST（国家雇用貯蓄信託）を活用した確定拠出年金が急速に普及している。NEST のオプトアウト率は当初の想定よりも低く順調に導入されている。

【提言の内容】

- ・ 企業年金のない事業主に対して、確定拠出企業年金の導入を義務付ける。ただし、すでに合理的な資産形成を行っている個人の選択を歪めないように、加入を希望しない者は脱退選択（オプトアウト）が可能な制度とする。
- ・ 制度導入に困難が伴う中小企業に対しては経過措置を設ける。また、中小企業等が自社で確定拠出年金を整備できない場合に備えた支援組織・仕組みを合わせて構築する³。
- ・ 政府が認定した民間金融機関の年金商品に対して企業・個人がそれぞれ掛け金を拠出する形とする。その際、拠出金の所得控除方式ではなく、個人の年金口座に対して直接の財政支援を行う。
- ・ 制度設計においては、長寿化が進んだ状況下においても高齢期の金融資産の枯渇を防ぐことができる拠出水準を目指す。また、中低所得者は手元資金が少ないために十分な掛け金の拠出を行えない可能性が高いため、中低所得層に手厚くなる財政支援をめざす。
- ・ 仮に、30歳の時点から年間所得の10%⁴（本人拠出5%、企業のマッチング拠出3%、財政支援2%（上限あり））⁵を毎年資産形成に回した場合に、85歳時点で金融資産が枯渇する世帯割合を、資産形成なしで現状放置した場合の48.8%から17%ポイント減少させることができる。
- ・ また、財政支援の水準は、例えば、現行のiDeCo（個人型確定拠出年金）への財政支援（所得控除）

³ 英国のNESTが一例。また、我が国において2018年度に導入予定の個人型DC加入の従業員への事業主による上乘せ拠出の仕組み（個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度）も一例である。

⁴ 上述の通り、拠出率は試算結果であり、数値自体を提言するものではない。財政支援の水準についても同様である。

⁵ 財政支援の水準については、現状のiDeCo（個人型確定拠出年金）における所得控除の規模と同程度となるよう仮定したものであり、数値自体を提言するものではない。

と同程度の水準が考えられるが、財政支援の上限を被用者 1 人あたり設定（例えば 8 万円⁶）し、中低所得者に手厚い支援を行う。

- ・ 利用者の利便性に資するため、金融機関はデフォルト商品を設定する。
- ・ 将来的には、被用者に留まらず、自営業者、非正規雇用者、主婦などすべての個人が自動加入する制度へと拡充する。

提言 2 企業年金および退職一時金受取の年金化を促進する税制を目指すことにより高齢期所得に安定性をもたらす。

【現状の課題】

- ・ 企業年金は個人の高齢期所得の源泉として重要な柱であるが、退職金の上乗せとして一時金として受け取っている場合が多い。
- ・ 一時金として受け取ると早期に消費に費やされ、想定外の長寿に備えられない可能性が高まる。

【提言の内容】

- ・ 第一に、退職時に一時金として受け取る企業年金をそのまま企業年金にとどめておけるようにすると共に、退職金を受け取る際に、個人年金に上乗せする形で移し替えることを可能にし、その間の税金は繰り延べられる形にすべきである。特に、労働市場の流動化に伴い、複数の企業で勤める経験を持つ（一時金で受け取るメリットが小さい）労働者にとって年金資産の持ち運び（ポータビリティ）が確保され高齢期所得保障の受け皿になる確定拠出型年金については、税金繰り延べを基本とした年金としての受給制度を優遇すべきである。
- ・ 第二に、退職金税制を見直す必要がある。多くの個人が企業年金を一時金として受け取っているのは、退職金税制によってその方が有利になるからである。年金課税の議論はさまざまなされているところだが、一時金で受け取ることに比べて、年金として受け取ることが不利とならならない改正を行い、年金化の選択を促すべきである。

⁶ iDeCo の年間拠出を 276,000 円（月額 23,000 円）とした時の限界税率 30%（82,800 円）相当分を参考にした場合の数値であり、この金額自体を提言するものではない。

提言 3 公的年金支給開始年齢のオープンエンド化と高齢就労促進によって、長寿リスクに備えるとともに高齢期所得保障に厚みをもたらす

【現状の課題】

- ・ 長寿化と共に健康寿命も延びており、個人差はあるものの 70 歳或いはそれ以上の年齢でも就労できる余地が拡大している。
- ・ 長生きに伴う金融資産の枯渇リスクが大きくなっており、長期にわたる高齢期の所得保障が課題となっているが、企業年金や個人年金などの私的年金は有期年金がほとんどであり就労にも年齢的な限界がある。

【提言の内容】

- ・ 高齢期所得の 3 つの源泉（公的年金、私的年金、就労収入）のうち、終身受給可能な公的年金を長寿化に伴う金融資産枯渇リスクに対応できるようにすべきである。たとえば、60～70 歳代前半は私的年金と就労収入中心の生活とし、その間は可能な限り公的年金の受給を繰り下げ、70 歳代後半以降の公的年金給付額を増やすことで生活の安定を図る。
- ・ 第一に、公的年金の生涯（期待）受給総額を一定に保ちながら、支給開始年齢を個人の事情に応じて自由に選択可能に（オープンエンド化）すべきである。現行制度においても繰り上げ・繰り下げ受給は選択可能だが、標準支給開始年齢の 65 歳からの開始が最も一般的である。そこで、65 歳以降に支給を遅らせて就労した場合に不利となる現行の制度を改め、さらに 70 歳以上に繰り下げた場合でも増額される仕組みに制度を拡充すべきである。加えて、繰り下げ受給を促進するような在職老齢年金の見直しが必要である。
- ・ 第二に、公的年金受給を一時的に停止・縮小できるよう柔軟な制度とすべきである。60 歳代前半に何らかの理由で就労収入を得られず、公的年金の繰り上げ受給をしている世帯は多い。そうした場合でも、その後、就労収入が確保できれば、公的年金受給を一時的に停止・縮小できるようにし、その分、将来の公的年金受給額を増やせるようにすべきである。
- ・ 第三に、高齢者就労をさらに促進すべきである。就労は所得を増加させるとともに、金融資産の取り崩しを遅らせることも可能になるため、高齢期の所得保障に厚みをもたらす。高齢者就労については、現在 65 歳までの定年延長・再雇用等の制度的充実が図られ事業主も様々な工夫や取り組みをしている。一方で、65 歳以上の就労では、個人による多様性がより大きくなることから、これまで以上に柔軟な働き方が求められる。企業、政府を上げての取り組みが求められる。

以上